

学童保育室利用に関する重要事項確認書兼同意書

放課後児童健全育成事業（学童保育室）は、みなさまの保育料のほか、国・県からの補助金、町の公費により運営されております。学童保育室利用を希望されている方が多く、支援員等の増員等によりできる限り利用希望されるみなさまを受け入れられるよう努めてきているところです。

そこで、保護者のみなさまにも、制度内容の理解と、適切な学童保育室利用にご協力をお願いしたいと思います。つきましては、以下の内容をよく読んでいただき、チェック欄に「レ」印の記入の上、保護者署名をしてください。

（学童保育室入室について）

チェック欄

①	学童保育室は就労等の理由により、放課後家庭が留守になる児童に対しての保育施設です。仕事がお休み等のご家庭での保育が可能な場合は、利用できません。	<input type="checkbox"/>
②	保育時間は、終業時間＋通勤時間です。速やかにお迎えをしていただきます。就労時間が一定でない場合（当番制・シフト制等）就労予定のわかるシフト表等を提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
③	就労以外の要件で入室している方は、集団での活動が16時30分までとなりますので、16時30分のお迎えをお願いします。ただし、特段の事情がある場合は支援員にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
④	保護者以外の同居者に係る就労証明等は、生計を同一にしているか否かを問わず、同居する20歳以上65歳未満の方全員に提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
⑤	家庭の状況等が変わった場合は、至急変更に係る書類を提出してください。提出のない変更が判明した場合や、申し込みの内容が事実と異なる場合は入室承諾を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑥	転職等により就労先や、時間帯が変わった等の就労形態の変更があれば就労証明書の再提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑦	保育料は原則口座振替とし、三芳町の定める納付期限までに納めてください。	<input type="checkbox"/>

（学童保育室利用にあたって）

⑧	学童保育室の通室について、必ず保護者（高校生以上）の送迎が必要です。児童一人での登室・帰宅はできません。1日保育の登室の際は、必ず保護者が保育室前まで一緒に来ててください。	<input type="checkbox"/>
⑨	学童保育室の開室時間・閉室時間に送迎が間に合わない場合は、ファミリーサポート等を利用し、必ず保育時間内での利用としてください。	<input type="checkbox"/>
⑩	土曜日保育の利用は、同居家族全ての方の土曜日の勤務が就労証明書で確認できる場合のみ可能です。利用の際は、別途申し込みが必要になります。	<input type="checkbox"/>
⑪	支援員等の指導後も他児に危害を加えるなど、集団生活を送ることが困難と判断される場合には、入室の承諾を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑫	上記の事項をお守りいただけない場合、入室承諾を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>

学童保育室利用にあたり、上記の事項について了承しました。

令和 年 月 日

氏名（保護者名）

（自筆）

住所 三芳町

学童保育室名	学童保育室	児童氏名	
--------	-------	------	--